

## 第1 議題についての前事務局長の岡田氏の補足説明

「まちづくり活動検討チーム」前事務局長として平成22年以来の経緯も含め、池田事務局長の回答に対する補足説明が下記のようにあった。

### ① 借地対応に関する以下の質問【借地対応とはどういったものか】【借地対応の対象に私道は入るのか】に対する補足説明

- 借地対応とは、エリア内の「住宅およびその庭（住宅地）」以外の民有樹林地を地主より長期に亘って市が無償で借り受け、散策道、休憩用ベンチ等を準備し、正式な公園になる以前から公園に準じた緑地、樹林地を市民に提供するための「オアシスの森」事業を指す。
- 私道は今までの定義ではやや曖昧だが、「藤巻のさと構想」の緑の小路（緑道）と定義づけ、借地対象とするよう市の関係部門は検討しており、対象に含まれるものと考えている。

### ② また委任状に次のような、これまでの「まちづくり活動」およびこれからの「藤巻の“さと”を育む活動」に対する意見書がだされているので、その内容を紹介するとともに回答をする。

まず、その意見をできるかぎり正確に原文のまま紹介します。

- i 借地対応区域の世帯にとって、これまでのとりくみはなんの成果もないに等しいといっても過言ではありません。
- ii 逆に公園削除区域となった世帯のために犠牲（生贄）になった感があります。
- iii そして早期立ち退きを迫られているのではないかという不信感でいっぱいです。
- iv 藤巻町として取り組むのであれば、借地対応区域の世帯が永住できる明確な対応確立（現状はない）をすすめるのが前提ではないでしょうか。
- v それができないのであれば、藤巻町自治会としては取り組むべきではないと思います。
- vi この問題は多数決で決める問題ではないと思います。
- vii 極端な言い方かもしれませんが、公園削除区域の世帯の「まちづくり」のために借地対応区域の世帯は協力（早期立ち退き）せよと、借地対応区域の世帯は自分で自分の首を絞めよと言うのでしょうか。
- viii 藤巻の“さと”を育む活動については賛同しかねます。（借地対応区域の世帯の永住策が確立—公園削除区域と同様に—されれば賛同します。

この意見に対して回答します。（当日の回答では、時間の関係上、省略してわかり難いところもあったと思いますので補足して説明します）

- これまでの活動は、借地対応とされた区域も含めて藤巻町内のほぼ全員の意見をお聞きし、アンケートも何回も重ねて進めてきたものです。
- 今回、借地対応とされた区域は特に私道問題や既に名古屋市所有となり一部公園事業に着手されている区域も含まれているため、インフラ未整備で生活困難を訴えられる方も多く、意見書を提出された方と同じ意見（永住を何よりも望む）方ばかりでなく、早期公園事業着手（名古屋市による早期買い取り）を望む方も同数以上、おられます。そうした全体のバランスを考えてこの活動は進められてきました。
- この区域の方からの意見とはかぎりませんが、昨年12月～1月にかけて今回の第2次整備プログラム原案に対する市が行ったパブリックコメントでも、今回事業着手（買い取り）が行われなかったこ

とに対する不満は東山公園区域の住民からもかなりの数が寄せられていることが公表されています。このように、各個人の意見はさまざまです。簡単に藤巻町のすべての区域が公園地区削除対象とされることが望ましいというわけでもありません。

- 平成 20 年の第 1 次整備プログラムは、住民の全く知らないところで、先行取得によって無駄遣いといった批判を受けた市当局の対応方針の言い訳のために、必ずしも実現の見通しに確信をもてない計画が記されていたように思えます。実際に実現が見込めない「プログラム」では将来の生活設計が立てられないことが最大の問題点と考えられました。私達は、藤巻町の「まちづくり活動」のなかで、確実に実現されるような計画を求めてきました。

- その効果もあり、今回は割合確実性のある内容となっています。今回、市当局は公園事業化が将来とも到底考えられない区域は「削除検討」の区域としたようです。一方計画どおり事業化できるところは、継続、事業収束、事業推進等の区域とされていますが、今回藤巻町にはそのような区域はありません。

- 上記のように藤巻町は（良いかどうかは別ですが）平成 20 年の第 1 次整備プログラムの内容は完全に撤回されたのです。少なくとも削除区域の世帯のために借地対応区域は早期立ち退きを迫られる。生贄になったという事実は全くありません。

- 藤巻の一部区域（「藤巻の“さと”構想」における「人と緑が共生するまち B」）は事業推進の区域とした上で、立ち退きを望まない世帯については、「手続保留制度」を適用することによって望み通りに居住を認めてもらう。その上で公園整備のなかでインフラ改善を図りたい というのが私達の期待でしたが、市の財源からみて現在約束することはできないとして「借地対応」となってしまいました。

- これは残念なことでしたが、今後「藤巻の“さと”を育む会」の活動で少なくともインフラ整備の早期実現を期す。それにあたって市当局にも協力を得られるようにと話し合っている現状です。

- 今回の第 2 次整備プログラムによる今後予想される展開を簡単に補足説明しておきます。

平成 20 年の「第 1 次整備プログラム」では、今回借地対応とされた所も平成 40 年代に公園事業着手され、平成 50 年をメドに立ち退くことになっていました。

今回は公式にこの借地対応区域で「住宅買い取り」を含む公園事業化は平成 50 年以降と表明されており現実には買い取りに入れるのは、場合によれば 70 年も先になると市の担当者は発言しています。

なによりも、特に藤巻町のように住民が「まちづくり」に取り掛かっている区域では、これからあらためて考え直し市と住民双方によい方式、着地点を考えていこうということになっています。

- 最後に自治会として取り組む内容ではないとの意見に対して回答します。

個々人の利害に密接に影響する事項は、町民多数の意思を少数に押し付けることはできません。

ただ、町民多数の意思を行政、その他一般市民に表明すること、その実現のために協議していくことは、それが大多数の自治会員の要請であれば、自治会の役割と考えます。

そうしないかぎり、住民多数の願いを行政その他に伝えていくことは極めて困難だからです。

今回の「まちづくり活動」については、状況を適宜自治会の方々にお伝えし、節目ごとに意向調査、町内全体を対象とした集会、区域ごとの集会を開催し、藤巻町すべての区域の方の大多数の同意承認を受け進めてきました。その結果、少なくとも住民の全く知らないところで「第 2 次整備プログラム」が作成され、公表されるといったことはありませんでした。

決して一部の利益のために少数者の声を切り捨てた事実はないことに皆様の理解を求めます。